

中小企業大学校講座受講促進助成金交付要綱

平成30年 3月 27日 制 定
令和 6年 3月 22日 最終改正

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人岡山県トラック協会（以下「協会」という。）が行う経営改善対策の一環として、会員事業者の経営者・管理者等が、中小企業大学校の経営戦略等の講座を受講することによって、経営基盤のより一層の向上を図るための助成金（以下「助成金」という。）の交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

(受講対象者)

第2条 協会の会員である法定中小企業者（資本金3億円以下又は常備従業員300人以下）の経営者、後継者および管理者とする。

(対象校)

第3条 国の人材養成機関である中小企業大学校で、会長が別に定める学校を対象とする。最寄校での受講を原則とするが、希望する講座名・受講期間等により最寄校以外での受講も妨げない。

(対象講座)

第4条 対象となる講座は、当該年度の4月1日から2月末日までに受講する、中小企業大学校の各校が定める講座であって、次の各号に掲げるものとする。なお、3月1日以降に修了する講座については、次年度分として申請することができるものとする。

- (1) トップのための経営戦略、経営計画等に関する講座
- (2) 実践的な財務管理、利益計画等に関する講座
- (3) 管理者のための人材育成、労務管理等に関する講座
- (4) 女性リーダーの能力開発等に関する講座
- (5) 情報化、システム構築に関する講座
- (6) その他物流事業に関わる講座

(受講の届け出・承認)

第5条 受講を希望する会員事業者は、受講者・受講講座等について事前に協会へ届け出る。

2 協会は、前項の届け出があったときは、予算の範囲内であることを確認の上で速やかに当該会員事業者に受講の承認を行う。

(大学校への申し込み)

第6条 受講を希望する会員事業者は、協会からの受講の承認があった後、受講しようとする学校に対して、受講申込みの手続きを行うものとする。なお、同時に受講料を納入することになっている学校については、所定の受講料（全額）を直接納入する。

- 2 受講申込みをした学校から受け入れ通知があった場合に受講することができる。
- 3 受講料は、所定の額（全額）を、会員事業者が直接、当該校に納入する。

（受講終了後の手続き）

第7条 会員事業者は、受講者が所定期間での講座を修了し「受講修了証書」の交付を受けたときは、当該年度3月15日までに別紙様式による「中小企業大学校講座受講促進助成申請書兼交付請求書」を協会へ提出する。その際、「受講修了証書」の写しおよび「領収書」又は「振込金受取書」等の写しを添付する。

（助成額）

第8条 受講料の3分の2を助成する。なお、百円未満の額は百円単位に切り下げた額とする。但し、国、自治体、他団体等からの助成金の合計が受講料の3分の1を超える場合、その額を受講料から控除した金額を助成額の上限とする。

（受講申し込み後の変更または中止）

第9条 会員事業者は、協会から受講承認を得た後、申込み事項を変更または受講を中止した場合は、その旨、速やかに協会あてに届け出る。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の事項は、必要に応じて協会が別に定める。

附 則

本要綱は、平成30年4月1日から施行する。

本要綱は、平成30年11月22日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

本要綱は、令和元年5月22日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

本要綱は、令和5年4月1日から施行する。（令和5年3月20日改正）

本要綱は、令和6年4月1日から施行する。（令和6年3月22日改正）